

議案第14号

亀山市都市公園条例の一部改正について

亀山市都市公園条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月23日提出

亀山市長 櫻井義之

別紙

亀山市都市公園条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市都市公園条例の一部を改正する条例

亀山市都市公園条例（平成17年亀山市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（運動施設に関する制限）

第4条の2 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。